○経済産業省告示第二百七十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

登録番号	氏名	登録番号	氏名
400092	岸田　恭一	404628	平尾　章

○経済産業省告示第二百八十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百三十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十九年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

災害名	地域	指定の期間
平成二十八年熊本地震	熊本県	平成二十八年四月十四日から平成三十年三月十四日
	大分県　別府市 竹田市 由布市 九重町	

○東北地方整備局告示第二百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十五日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	陸前高田市高田町字曲松一二八番三から同市高田町字中宿三五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月十七日

○関東地方整備局告示第二百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野市青木島町大塚字宿三一三番一から同市大字柳原字東囲二〇八四番一まで	前	A　一五・九〇～一〇三・〇〇（メートル）	九・四一〇〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　一五・九〇～一〇三・〇〇	九・四一〇〇	
		A　〇・〇〇～一〇四・二五	二・九九〇〇	
		B　〇・〇〇～一〇四・二五	二・九九〇〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十五日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野市大字北長池字海老池九〇六番一地先から同市大字柳原字久保河原一八三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月十五日

○九州地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日　九州地方整備局長　増田　博行

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字沖田六七番六から同町大字岩城字浜崎二一二八番一まで	前	九・一〇〇～一七・九五（メートル）	〇・二七三（キロメートル）	
	後	一三・〇〇～一八・二〇	〇・二七三	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号及び二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊本市北区飛田二丁目七八八番一から同市北区大窪五丁目二六一番一〇まで	前	一七・七〇～五八・〇五（メートル）	〇・八一七（キロメートル）	
	後	二一・六〇～七九・八〇	〇・八一七	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊前市大字八屋二一〇番一から同市大字八屋四九六番四まで	前	二二・九〇～二三・〇〇（メートル）	〇・〇三六（キロメートル）	
	後	二二・九〇～三九・二〇	〇・〇三六	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所